

意見案第 9 号

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について

上記意見書を富津市議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 30 年 9 月 21 日

提出者 富津市議会議員 永 井 庄一郎

賛同者 同 諸 岡 賛 陞

同 福 原 敏 夫

同 石 井 志 郎

同 渡 辺 務

同 猪 瀬 浩

富津市議会議長 平 野 明 彦 様

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。

その総額は、平成28年度決算で325億円にものぼる。

本市に対する交付金額は、平成29年度決算額で6,938万円であり、貴重な財源となっている。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たす役割が年々増大しており、これらの課題解決には財源確保が必要不可欠であることはいうまでもない。

国におかれては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識していただき、現行制度が存続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

千葉県富津市議会議長 平 野 明 彦

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内閣総理大臣 あて
財 務 大 臣
総 務 大 臣